

耐震診断・耐震設計・耐震改修について

耐震性の確保は、居住する人や使用する人の生命や財産を守るうえで重要です

昭和 56 年 6 月 1 日に改正された建築基準法では、地震に対する耐震の基準が強化されましたが、これ以前に建てられた住宅は、現行の耐震基準を満たさない場合があります。阪神・淡路大震災、鳥取県西部地震などの大地震では、耐震性を満たさない住宅の多くが被害を受けました。

南部町では、耐震診断・耐震設計・耐震改修について補助金制度を創設しておりますので、耐震化対策の一助としていただきますようお願い致します。

補助の対象(以下の全ての要件を満たすもの)

- ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築済または建築に着手された一戸建ての住宅。
- ・ 建築基準法に基づく違反建築物の措置を命じられていないもの。

無料耐震診断

対象建築物

- ・ 木造一戸建て住宅(プレハブ造・ツーバーフォー工法等は対象外、附属家・離れは対象外)
- ・ 在来軸組構法、伝統的構法のいずれかにより建築された住宅
- ・ 延べ面積は 200 m²以下
- ・ 2 階建て以下
- ・ その他の条件・申込方法等は「令和 7 年度住宅無料耐震診断募集案内」をご覧ください。

有料耐震診断

対象建築物

- ・ 一戸建て住宅(プレハブ造は対象外)

補助金額

- ・ 耐震診断費(表 1 の区分による補助対象事業費が上限)の 3 分の 2

表 1

区分	条件等	補助対象事業費	補助金の上限
木造	設計図書あり	161,700 円	108,000 円
	設計図書なし	199,100 円	133,000 円
非木造	第二次診断法以上の診断法を行うこと	136,000 円	91,000 円

※以下の設計・改修事業については、耐震診断結果が「耐震性が不適格」だった場合
にご検討ください。

耐震設計

対象建築物

- ・木造一戸建て住宅(プレハブ造は対象外)
- ・耐震診断を行い、耐震性が不足していると判定されたもの(評点 I_w が 1.0 未満のもの)

補助金額

- ・耐震設計費(表 2 による補助対象事業費が上限)の 2 分の 1

表 2

区分	条件等	補助対象事業費	補助金の上限
木造	補強後の判定値(I_w)が 1.0 以上	320,000 円	160,000 円

耐震改修(全体)

対象建築物

- ・木造一戸建て住宅(プレハブ造は対象外)
- ・耐震診断を行い、耐震性が不足していると判定されたもの(評点 I_w 1.0 未満のもの)で、補強設計が完了しているもの。

補助金額

- ・耐震改修工事費(表 3 による補助対象事業費が上限)の 5 分の 4

表 3

区分	条件等	補助対象事業費	補助金の上限
木造	補強後の判定値(I_w)が 0.7 以上	1,750,000 円	1,400,000 円

耐震改修(居室単位)

対象建築物

- ・木造一戸建て住宅(プレハブ造は対象外)
- ・耐震診断を行い、耐震性が不足していると判定されたもの(評点 I_w 1.0 未満のもの)で、補強設計が完了しているもの。

補助金額

- ・耐震改修工事費(表 4 による補助対象事業費が上限)の 5 分の 4

表 4

区分	条件等	補助対象事業費	補助金の上限
木造	補強後の判定値(I_w)が 1.5 以上	1,250,000 円	1,000,000 円

補助事業の流れ

補助事業（有料耐震診断、耐震設計、耐震改修(全体・居室単位)）の申請準備から補助金の支払いまでの流れを示しています。申請人が行う部分は番号(①～⑥)です。

①見積書の受領



・補助事業を請けてもらう業者に見積依頼し、見積書を受け取ってください。

②補助金の交付申請



・申請書に記入し、必要書類を揃えたうえで提出してください。

補助金交付決定通知



③補助事業の契約・着手



・補助金交付決定日以前に契約・着手すると補助対象になりません。

④事業の完了



・事業完了したら、請負者に費用を支払い、領収書を受け取ってください。

⑤事業の実績報告及び完了



・実績報告書・完了届に記入し、必要書類を揃えたうえで提出してください。

補助額の確定通知



⑥補助金請求



・口座振込依頼書、補助金等交付請求書を提出してください。

補助金の支払い

お問い合わせ先 特定非営利活動法人 なんぶ里山デザイン機構
西伯郡南部町浅井 938 番地
TEL : 0859-21-1595
南部町役場 未来を創る課
西伯郡南部町法勝寺 377 番地 1
TEL : 0859-66-3113